

# 保健センターだより14 ～あなたの健康づくりを応援します!～

たばこは吸う人の健康を害します。そして、周りの人の健康も害します。  
受動喫煙防止をすすめましょう!

## たばこの煙は毒の塊!!

たばこの煙には200～300種類もの有害物質が含まれ、その中には、発がん物質も多数含まれています。また、たばこの煙は、喫煙者の口の中に入る煙（主流煙）より周りの煙（副流煙）の方が有害物質の濃度が高いとされています。



## 喫煙は家族や子ども、周囲の人をがんの危険にさらしています!

《受動喫煙による健康問題》

“受動喫煙”とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

※受動喫煙によって、肺がんのリスクは1.2～1.3倍、虚血性心疾患（心筋梗塞・狭心症）のリスクは1.25～1.3倍高まるとされています。



## たばこの煙のない(スモークフリー)環境を広げ、受動喫煙を防止しましょう。

「吸う人と吸わない人のいる場所を分けているから大丈夫!」と思いませんか?

有害なたばこの煙は急速に周囲へと広がります。

屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どもがいる空間等から“おおむね10m以上”離すことが必要です。

山口県では「山口県たばこ対策ガイドライン（改定）」に基づき、「公共的な空間については全面禁煙」を目指し、屋外喫煙場所設置の際の「10mルール」を設定しています。



## たばこを吸っている人の多くがやめたいと思っている!でもやめられない!!

やめられない理由は、意思が弱いからではなく薬物中毒だからです。

ニコチンは依存性を起こす薬物であり、特に喫煙開始年齢が早いほど、ニコチン依存が強くなります。

一度吸い始めたらやめるのに苦労する“たばこ”。  
だからこそ、大切なことはたばこを吸い始めないことです!



問合せ先 健康増進課 [☎0837(53)0304]

### データで見る美祿市

#### まちのうごき (平成26年12月1日)

人口	26,632人	前月比	▲51人
男	12,481人	前月比	▲32人
女	14,151人	前月比	▲19人
世帯数	11,402世帯	前月比	▲20世帯

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
11月中	2(476)	0(3)	2(589)	58(3,259)
累計	73(5,688)	2(52)	91(7,060)	610(35,723)
昨年対比	▲16(▲623)	▲2(▲3)	▲29(▲781)	▲59(▲411)

( )内は県下総数

# 美祢市パブリック・コメント手続要綱に基づき、 市民の皆さんからの意見を募集します

●意見募集する内容	①美祢市総合計画後期基本計画（案）に係る意見について  平成27年度から平成31年度までを計画期間とした美祢市総合計画後期基本計画を策定しています。計画の素案を作成しましたので、美祢市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。	②第二次美祢市行政改革大綱（案）に係る意見について  平成27年度から平成31年度までを計画期間とした第二次美祢市行政改革大綱を策定しています。計画の素案を作成しましたので、美祢市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。
●素案・資料の公表場所	企画政策課、各総合支所、各出張所・公民館、市ホームページ	政策戦略課、各総合支所、各出張所・公民館、市ホームページ
●募集期間	1月6日(火)～2月4日(火)	
●提出方法	公表場所に設置の指定用紙により、持参、郵送、FAX、電子メール	
●提出・問合せ先	企画政策課 〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1 【☎0837(52)1112】 【☎0837(53)1959】 【✉seisaku@city.mine.lg.jp】	政策戦略課 〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1 【☎0837(52)1311】 【☎0837(53)1959】 【✉senryaku@city.mine.lg.jp】

●意見募集する内容	③美祢市工場立地法地域準則条例（案）に係る意見について  市では、「美祢市工場立地法地域準則条例」の策定を進めており、現在、美祢市パブリックコメント制度に基づき、事前に（案）の内容を公表し、市民の皆さんから意見を募集しています。	④美祢市観光振興計画（案）に係る意見について  平成27年度から平成31年度までを計画期間とした美祢市観光振興計画を策定しています。計画の素案を作成しましたので、美祢市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の皆さんからの意見を募集しています。
●素案・資料の公表場所	商工労働課、各総合支所、各出張所・公民館、市ホームページ	観光振興課、各総合支所、各出張所・公民館、市ホームページ
●募集期間	～1月23日(金)	
●提出方法	公表場所に設置の指定用紙により、持参、郵送、FAX、電子メール	
●提出・問合せ先	商工労働課 〒759-2212 美祢市大嶺町東分315-11 【☎0837(52)5224】 【☎0837(52)3434】 【✉shoukou@city.mine.lg.jp】	観光振興課 〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1 【☎0837(52)1532】 【☎0837(52)1720】 【✉kankoushinkou@city.mine.lg.jp】

## ※パブリックコメントとは

市の政策（条例や計画）等を決める際、市民の皆さんからの意見等を募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定するとともに、意見等に対する市の考え方もあわせて公表する一連の手続きをいいます。